

第2章 フランスの高等教育財政

服部憲児

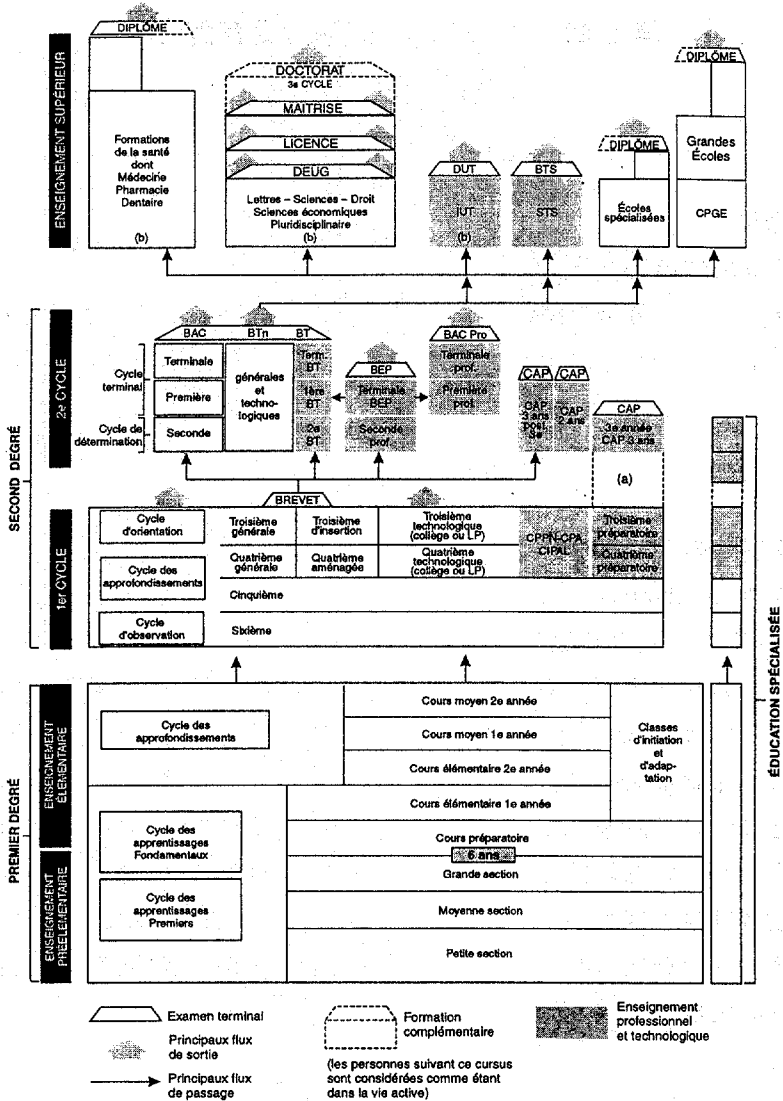
はじめに

フランスの高等教育制度

フランスの高等教育制度は日本のそれと随分違います。まずその点を押さえておいた方がよいと思いますので、基本的なところから始めます。

大学

フランスの高等教育制度は、主に3部門から構成されています。一つは大学 (Université) です。大体90校ぐらい国立大学があります。そこに140万人ほどの学生が学んでいます。私立はキリスト教系の大学が10校程度ありますが、ほとんど国立大学です。フランスの高等教育制度については、図を参照していただきたいと思います。一番上が高等教育で、大学は左側の2列です。一番左側は医歯薬系統、左から2番目がその他の学問系統です。医学系の大学とそれ以外の学問分野の大学が分かれているわけではありません。同じ大学の中にあるのですが、若干教育段階の区切りが違いますもので、別に表記されています。医歯薬系以外は最初の2年で区切りがあるのですが、医歯薬系は最初の1年目に区切りがあります。



(a) CAP 3 ans Post. 5', en voie d'extinction.

(b) Formations universitaires

出典 : Ministère de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche,
Repères et références statistique sur les enseignements et la formation, édition 1997,
 1996, p.17.

グランゼコール・CPGE

第2の区分といたしまして、グランゼコール (Grandes écoles) があります。これはフランス独特の高等教育機関です。グランゼコールにも威信の高いものからそうでないものまであるのですが、トップクラスのグランゼコールは大学よりも遥かに威信が高かったりします。これには国民教育省の所管のものもありますが、それ以外の省庁所管のものもあります。たとえば国防省の理工科学校ですとか、総理府の所管であります国立行政学院などは、トップ官僚や企業の幹部候補生を養成するような、エリート中のエリートが行く機関です。

それからCPGE (Classe préparatoire aux grandes écoles) は、グランゼコール準備級と訳されます。つまり、多くの場合グランゼコールにリセを卒業してすぐに入学するわけではなくて、2年間ここで勉強してから入学します。つまり、2年間グランゼコールを受けるための準備教育を受けて、それからグランゼコールに入学することになります。

ちなみにグランゼコールは学生数が大体4万人ぐらいです。その下のCPGEが大体7万人ぐらいで、全国に500校ぐらいあります。これは公立も私立もありますが、公立と私立の比率は2対1ぐらいの割合です。

短期職業教育期間 (IUT, STS, 技師学校など)

3つ目のカテゴリーとしましては、短期職業教育機関があります。これは2年制または3年制で、IUT, STS, 技師学校などが該当します。

IUTは、技術短期大学部と訳されるのですが、主として工業あるいは商業関係部門を扱う技術系の短期高等教育機関です。STSは上

級技術者養成課程と訳されますが、これも商業、工業、あるいは経営などの分野の技師を養成する2年制の機関です。それから技師学校（Écoles d'ingénieurs）は、文字通り技師を養成する機関です。

IUTは88校あります。これは大学に付設されており、1つの大学で2つ抱えているところもあります。10万人程度が在籍しています。STSはリセ付属でして、1,900校ぐらいあります。公立が1,100校ぐらいで、私立が800校ぐらいになります。学生数は20万人ぐらいです。技師学校は3種類あって、大学に付属しているもの、公立で大学に属してないもの、私学のものに分かれます。数も大体3等分なのですが、大学付属のものが若干多くて、そこには5万人程度が在籍しています。

1. 高等教育関係予算

(1) 規模

本論に入りますが、まず高等教育費の支出についてお話しします。高等教育費の支出の規模は、1994年に約9,030万フランとなっています。以下同様に、とくに断らない限り、数字は1994年のものです。約9,030万フランといっても、これだけではどれぐらいの規模なのかはすぐには分かりません。国民1人当たりにはしますと、およそ1,600フラン、学生1人当たりですと、43,700フランになります。

国民総生産に対する比率で言いますと1.2%になります。なお、高等教育費の9,030万フランは、国から支出される部分だけではなくて地方公共団体や企業からのものも若干あり、それらを全部合わせた額です。これは、教育費全体の16.8%になります。国民総生産に対する比率と教育費全体に対する比率を1989年と1994年で比べてみますと、それぞれ1.0%から1.2%、15.1%から16.8%と、高等教育の部分は伸びていることになります。1989年から94年までの間で、教育費全体が20.3%

の伸びであるのに対して、高等教育は33.5%の伸びになっています。これについては若干注意すべき点がありますので、それは後程お話をいたします。全体規模としてはこのようになっています。

(2) 内訳

活動別

次に内訳を活動別、機関別、用途別に分けてみます。活動別では、教育活動(84.6%)、副次的活動(7.2%)、書籍、設備等の購入(8.2%)となっており、教育活動に関する支出が一番多くなっています。ただ、何が教育活動に含まれているかについては、参照した資料に詳しく書いてありません。スタッフの人件費なども含まれているのではないかと思います。

副次的活動には、事務一般にかかる経費、学生食堂や学生宿舎にかかる経費、学校寮等にかかる経費が含まれます。書籍、設備等の購入につきましては、用いた資料の説明によれば、大学が独自で雇用しているスタッフの賃金もこれに含まれています。

機関別

機関別に見ますと、STS・CPGEは20%。大学・グランゼコールなどが74%。放送教育・継続職業教育などが6%となっています。これは先程述べました高等教育の3部分と違ってきます。都合により後ろから説明します。放送教育・継続職業教育のところには企業が持っている養成センター、たとえばテレコム学校や銀行員養成学校なども含まれています。

STSとCPGEがなぜ一緒のカテゴリーになっているかと言いますと、これは両方とも、中等教育機関でありますリセに付設される形

になっており、リセ修了後2年間の教育として行われます。こういうわけで一緒のカテゴリーに入れられています。

大学とグランゼコールが一緒になっているのは、もちろん私立のもありますが、国立が多いからではないかと思われれます。また、大学付属のIUTや技師学校などもこのカテゴリーに含まれています。

使 途 別

使途別に移ります。これは日本と基本的に同じですが、やはり人件費が一番高く、4分の3ぐらいが人件費になっています。運営費が14.6%で、資本的支出が10.0%となっています。近年の特徴としては、人件費が高いというのは変わらないのですけれども、資本的支出が伸びていることがあげられます。

これは何故かと言いますと、フランスでは社会党政権時代に「大学2000年計画」が推進されました。この政策は今でも継続されています。どういう内容かという、2000年までにバカロレア取得者、つまり高校卒業資格と大学入学資格を兼ねるバカロレア資格の取得者を、西暦2000年までに当該年齢人口の80%にまで高めようという計画です。80%までバカロレア取得者を増やすというのは、もちろん80%の者が高等教育に進学するという意味ではありません。しかし資格を持っている者が増えれば、当然、高等教育に進学する者も増えると予想されます。その対策として、その機会を拡大しようとしており、資本的支出が伸びている状況にあると考えられます。

(3) 財源

次に、財源の方に移ります。どこが高等教育費を負担しているかの問題です。まず第1には、国民教育省と高等教育・研究省です。第2

に、それ以外の省庁があります。たとえばグランゼコールを所管している国防省や産業経済省、建設省、総理府などが該当します。もちろん、グランゼコールの運営費だけではありませんで、研究に対して支出しているところもあります。第3に、地方公共団体も高等教育に対して支出しています。さらにその他の公共機関もそうです。パリの商工会議所は有名なグランゼコールの一つである高等商業学校を設置していきまして、このようなものが該当します。それから第4に企業、第5に家計となっています。

特徴的な点だけ述べますと、やはり国民教育省と高等教育・研究省が最大の資金提供者で、財源の約7割を占めています。それから、これに比べますと圧倒的に少ないですが、家計の支出が2位で約1割となっています。

フランスでは教育の無償制が原則となっていますが、まったく無償という訳ではありません。日本ほど高額な授業料を要求されることはないのですが、大学等の入学に際して若干、お金が必要になります。大学への登録料、健康保険料、学生の共済組合費、社会保険料等を取めないといけません。

(4) 学生数の増大と高等教育費

次に学生数の増大と高等教育費に移ります。先程申しました高等教育費の伸びの大きな理由がここにあります。

総額の増大と1人当たりの減少

高等教育費は増加傾向にあって総額は増大しているのですが、学生1人当たりで見ますと実は減少しています。高等教育進学者が増加していることに伴って、総額としては増えたのですが、学生1人当たり

に換算してみますと減っています。1991年から94年までわずか3年の間に、1人当たりの教育費は44,700フランから43,700フランに減っています。この僅か3年の間だけで決定的なことは言えませんが、減少傾向にあるということと、進学者が増えているということは事実です。

機関類型ごとの格差

もう一つは、機関類型ごとの格差というのがあります。教育費の支出の平均、学生1人当たりになんだけ教育費がかかったかを見ますと、最も高いのが技師学校で、以下CPGE、STSとIUTの順になっています。大学は随分低くて、CPGEや技師学校に比べると半分ほどになっています。1993年と94年を比べてみますと、大学はこの1年間でもやや減少しており、CPGE、STS、IUTは増加しています。技師学校はやや減少していますが、絶対額は最も高くなっています。

では、なぜ大学だけがこんなに低いのでしょうか。こういう違いがあるのはなぜでしょうか。これはフランス独特の入学制度に原因があります。と言いますのは、1991年から94年の間に、高等教育人口が27万人増えたのですが、そのうち20万人は大学です。なぜ大学がこんなに増えるのかというと、もちろんキャパシティーが大きいこともあるのですが、入学選抜制度に起因するところがかなり大きいと思われます。

フランスの場合、ご存知のように大学はバカロレアを取得すれば原則として、入学の際の選抜はありません。それ以外のIUT、STS、CPGEなどは、入学選抜があります。つまり、大学は試験がなくてバカロレアを取得していれば入学できるのですが、それ以外のところはバカロレアを取得して、それに加えて選抜があるのです。

このように、大学以外のところは、人数を制限できるシステムになっているわけです。少人数教育をやろうと思えばできる。教育環境がよい。ところが、このような機関に入れなかった人は大学に行くしかないのです。大学生の数が急増し、大学の教育環境が悪化します。教育環境が悪化するのとは、とくに第1期課程、つまり最初の2年間ということになります。

普通バカロレアと技術バカロレアの「ねじれ現象」

これと関連して、普通バカロレアと技術バカロレアの「ねじれ現象」があります。バカロレアには3種類ありまして、その主なものが普通バカロレアと技術バカロレアです。技術バカロレアというのは、商業系とか工業系とかの職業教育系統のバカロレアです。

普通バカロレアというのは、大学やグランゼコールにつながるCPGEとかに行く人が取るものと想定されて作られました。技術バカロレアはどちらかといえば、IUTやSTSといった短期の職業系の機関に行く人を想定して作られた資格です。これはあくまでも想定しているだけです。そっちに行かないといけないという決まりはありません。本来であれば普通バカロレアが大学に行き、技術バカロレアがSTSとかIUTとか、短期の方の機関に行くはずだったのですが、大学の、とくに最初の2年間の教育環境が悪化しているものから、普通バカロレアを取った人で、経済や経営、工業系など、IUTやSTSにも同種の学科があるような分野に関心がある者は、教育環境の悪い大学の第1期課程をあえて外し、短期の機関の方に進むことが少なからずあります。そして2年間教育を受けたところで大学の3年目、つまり第2期課程から大学に移る。このようなねじれ現象が起こっています。

そこで問題なのは、普通バカロレアの取得者が短期教育機関の方に行くと、普通バカロレアの方が一般には成績がよいですから、技術バカロレアが本来行くと想定されているところに入れなくなってしまいます。入れなかった者は、ではどこへ行くかというところと大学へ行くわけです。つまり、大学の間層あたりが取られて、その下の学力レベルの者が大学に入ってしまう。入学するのは別にいいのですけれども、日本でも最近問題になっていますリメディアル（補習）教育の問題が起きたり、やはり大学のレベルについて行けなくて、途中で大学をやめてしまう人が増えたりして、また問題になります。やめるのはもちろん自由ですが、資格を取らずに大学から離れてしまうと、高校卒業のバカロレア資格しか持っていないことになり、その分就職は難しくなります。

2. 各大学の予算

(1) 給与費とその他の予算

次は、個別大学に視点を移してみようと思います。高等教育財政と題しておきながら、資料上の制約から、ここから先は大学財政になってしまうことを、あらかじめご了承ください。

まず、給与費とその他の予算の割合についてです。先程、国レベルでは人件費が一番高いと述べましたが、やはり大学でも一番高く、大学によって差はありますが6割から7割です。すべての大学を見るわけにはいきませんので、ここでは例として、いくつかの大学について見ていきたいと思います。ただし、最初に断っておきますが、ここで取り上げている大学は、必ずしも代表的な大学ではございません。以下のデータは、フランスの大学評価委員会の個別大学の評価報告書から取りました。すべての大学の報告書が入手できておらず、10大学

程度しか入手できていません。その中で、しかも比較的共通のデータのあるものを、かなり強引にひっつけてお話しします。もともと、その評価報告書自体が比較を前提としたものではありませんので、個別大学の関心に即して、あるいは置かれている状況に即して掲載されていますので、若干異なっております。データで、異なる部分につきましては、その都度説明いたします。ですから、ここで大学同士を比べて、何大学は高い、何大学は低いといっても、まったく不毛でありませぬ。フランスの大学の状況の概要を把握していただく程度にしかならないと思います。ですから、他の大学はどうといわれると、断定的な答えはできませんが、大凡のことは理解できるのではないかと思います。

人件費につきましては、高等教育費のところでは述べました数字よりも若干低くなっていますが、大学では研究を行うことが影響していると思われませぬ。短期高等教育機関では基本的に教育がメインということになりますので、その分、研究費の割合が、大学の方で高くなっていると思われませぬ。いずれにせよ、要は、やはり給与費が高いということに変わりはありません。

(2) 大学の収入の内訳

次に、給与費以外の部分の構成はどうなっているのかを見たいと思います。給与費は国から来るのですが、それ以外の部分は、国からの補助金＝国から配分される予算と自己財源の割合がおおよそ1対1です。自己財源というのは大学独自の資金で、国以外から出ている資金と解釈してよいと思います。

大学の収入の内訳を見ますと、大学によって多少違いはあるのですが、半分ぐらいは自らの財源で賄わないといけなくなっています。何

に対して国からの補助金が出て、自己財源はどうやって調達するのかということになりますと、国からの補助金は教育費・運営費、補習コース経費、敷地・建物、設備費、研究費、研究追加費用となっています。補習コース経費というのは、補習教育に対する特別の補助金です。敷地・建物というのは敷地および建物の当たりで換算した補助金です。

では、それぞれの項目が大体どれくらいなのかと言うと、かなり大学によって差があります。たとえばリモージュ (Limoges) 大学では、教育費・運営費が11%ぐらいで補習教育経費が5%です。これは大学によっては15%ぐらい占めているところもあります。それから建物・敷地が5%ぐらい、設備費が2%、研究費が7%、研究追加費用は1%に満たないぐらいです。研究追加費用の割合だけほどの大学でも少なくなっています。

自己財源について主要なものだけ言うと、第1に登録料(大学登録料、社会保険費、共済組合等)が人件費を除いた大学の予算の10%程度です。第2に地方公共団体からの資金があります。これは市町村、県、地域圏から来るものです。第3に契約です。これは主に研究契約ですが、CNRS(国立学術研究機構)から契約によって来るお金があります。CNRS以外にも企業との研究契約による資金もあります。第4に對外サービス、すなわち、各種相談業務、調査、出版、AVサービス等からの収入があります。第5に継続教育の収入です。継続教育は、基本的に大学の自己財源で賄うのが原則になっています。これら以外に、留学生プログラムによる収入、寄付・贈与、ANVAR貸付金などがあります。ANVARというのは、中小企業が革新的な技術を開発するときにはリスクを伴いますが、それに失敗したときの借金をいくらか国が被りましようという主旨で、できた機関です。このように様々なところから、大学に資金が来ているのです。

(3) 大学の支出の内訳

さて支出の方に目を向けますと、これが一番大学ごとにばらつきがあります。大学ごとに違う理由の1つには、分類の仕方が大学によってかなり違うことがあります。何に対して支出されているかという、教育関係、インフラストラクチャー関係、事務関係、研究関係の支出などです。大学によっては、教育関係、インフラストラクチャー、事務、スタッフ雇用を全部ひっくるめて、教育費としているところもあります。いずれにせよ、大学によって多様であることには変わりはありません。

(4) 学内配分の一例：ポー大学の研究費配分

本当は学内での配分の全般的なシステムが分かればよかったのですが、部分的なものしか用意できませんでした。しかし、一応参考にはなるかと思いますので紹介します。

ポー (Pau) 大学の研究費の配分に関することですが、基本的に研究費は、原則としてはそれぞれの教育研究単位 (Unité de formation et de recherche) に配分されます。ポー大学の場合はそのうちの3%を共通業務用に控除し、残りの97%をそれぞれの教育研究単位に配分します。

研究追加費用に関しては、その80%が教育研究単位と研究所等に配分されます。残りの20%については、数パーセントを学長の予備費として取って置きます。これは何に使うのかはとくに決まっていなくて、その年その年で決めることになっています。それから、8~10%程度をすべての研究者、教員に一律に配分します。1人当たり約400フランになります。残りの7~9%を、設備や研究プログラムの必要に応じて配分します。これは一律でなくて、様子を見て配分することになっています。

3. 家計の負担と奨学金

次は、家計の方に目を向けようと思います。

(1) 教育費・生活費

登録料は、先程もいいましたが、1人当たりが大体年に1,000フランから1,200フラン、日本円でいうと20,000円から25,000円程度です。それほど大した負担ではありません。ただ生活費は必要です。最低限の生活がパリだと月に3,300フランから4,500フランぐらいになります。これは1990年の数字です。地方だと、それよりも若干低いということになります。教育費、住居費、遊興費に限った別の調査によりますと、月に大体2,500フラン必要です。これには食費が入っていないですから、先程の数字よりは低くなります。ただ、これは個人によってばらつきがありまして、もちろん良い生活をしている人から苦しい生活をしている人までいます。

(2) 奨学金

社会的基準給与奨学金 (bourses sur critères sociaux)

それに対して、奨学金がどうなっているのかと言いますと、フランスでは、主に二つの国家的な奨学金事業があります。一つは、社会的基準給与奨学金というものです。これは一番大規模なものですが、対象は大学の第1期課程および第2期課程、つまり最初の4年までと、STS, IUT, CPGEの学生がその対象となります。これは高等教育でも、主として下の学年段階に適用される奨学金です。受給者数は1991年度に273,384人、全学生の16%で、そのうち6割は大学に通っている者です。

奨学金の受給の基準とは、家庭の収入と負担ポイント、これによっ

て決まります。負担ポイントは簡単に言うと、たとえば兄弟が多いと貰いやすくなるとか、心身に障害があると奨学金を貰いやすくなるとか、あと両親がいない、もしくは離婚している場合だと貰いやすくなるというように、それぞれの基準に従ってポイントが定められていて、それが加算されて高ければ高いほど貰いやすくなるし、貰うときの額も上がるということです。支給額は5段階に分かれていて、1992年の数字で一番低い額ですと6,390フランになります。一番高いのだと、17,244フランです。これは年間ですので、上に挙げました生活費に12を掛けてみると、全然足りないということが分かります。

大学基準給与奨学金 (bourses sur critères universitaires)

それから、大学基準給与奨学金があります。これは主として上位段階や人材養成的なところを対象とするもので、いくつかの種類があります。まず第1に、大学第3期課程研究手当てというのがあります。これは第1期課程、第2期課程の上で、大学の5年目以降の段階です。第2にリサンス給与奨学金があります。リサンスは第2期課程なのですが、どういうわけか特別の奨学金が出ています。第3に公共・準公共企業体給与奨学金というのがあり、ある特定の試験、公務員や軍の主計官採用試験等を受ける者に対する奨学金で、どちらかという人材養成的な感があります。第4にアグレガシオン給与奨学金です。アグレガシオン (agrégation) は教員資格の一つで、グレードが高く、高等教育でも教えることができます。これら奨学金に関しては、養成的な面が入ってくるのと、上位段階になってきますから学業成績が主な選考基準になります。それが大学基準という言葉で表現されています。学業成績だけでは決められないような場合に限って、補足的に家庭状況を考慮することになっています。

奨学金の問題点

奨学金の問題点は、先程述べましたように、支給額と実際に必要な経費との差が大きいことです。同じようなことですが、著しい高等教育の拡大に見合った奨学金事業の拡大がなされていないというようなことも指摘されています。つまり、広く薄い援助になってしまっているということです。背景としては高等教育の進学者の急増と国家財政の悪化がありますので、根の部分ではやはり、高等教育の教育条件の悪化とつながっていると言えます。

近年の動向

近年の動向としましては、社会的基準貸与奨学金ができました。これは1991年に創設されたもので、銀行が貸与し、国が債務保証する有利子の奨学金ですが、あまり人気がないようです。一つには、利子が年12～13%で結構高いということです。いま一つには、「フランス人の気質として、借金までして教育をと考える人は少ないのだ」という指摘もされています。

(3) 家族への依存・アルバイト

奨学金で必要な資金を賄えないのであれば、どこかから調達しなければなりません。家族に依存するか、アルバイトに頼るかというのは、日本でも同じであります。家族への依存度というのは、自宅外通学者の場合は平均して56.8%です。もちろん、これは階層差が随分あることが指摘されています。

アルバイトに関しましては、これは「ワークスタディー型からマクドナルド型へ」という傾向があります。ここでワークスタディー型といいますのは、家庭教師、寄宿舎の監督、教育助手、リセ生徒の自習

の監督、食堂監督、といった伝統的な学生のアルバイトを指しています。フランスでは、家庭教師を除く寄宿舎監督、生徒の監督、自習監督などは、国民教育省が雇用するという形態が取られていました。ところが、やはり予算が伸びないということもありますし、学生が増えて、しかも増えた部分は今まであまり大学に行かなかった、相対的に低い階層出身者が多いわけです。その需要が増えるのに資金が増えない。では、それに雇われなかった人はどこに行くかということとマクドナルド型、つまり、ファーストフード店での雇用に代表されるような、非学術的なアルバイトをすることになります。それ以外には例えば、荷役、コンパニオン、販売員、清掃員といった学術とは無縁の仕事に就く者が増えてきてしまっているのです。

ここからどういう問題が生じるのかと言いますと、一つには、学業との両立の問題が出てきます。もう一つは、「失業者の有害な競争相手だ」として労働関係の団体から批判されてしまうわけです。つまり、学生がアルバイトでそのようなところに参入したら、また失業者が増えてしまうのではないかということも言われていて、いろいろなところに高等教育拡大の問題が波及しているわけです。

ところで、アルバイトをしている学生の割合ですが、農業従事者家庭出身者ですと半数ぐらい（50.6%）がアルバイトをしています。労働者・中流家庭出身者も47.8%で、あまり差はありません。しかし、上流家庭出身者は3分の1ぐらい（33.1%）しかしていません。アルバイトについては、このように階層差が出ているのです。

4. 最近の新たな政策動向

最後に、高等教育財政に関係する最近の新たな政策動向を二つ挙げておきます。一つは契約政策です。もう一つは、高等教育機関経費算

定センターです。

(1) 契約政策

国と大学との契約

契約政策とは簡単に言うと、国と大学が契約を結ぶ形で、大学は国から資金提供を受けるといったものです。まず大学は、大学自体が一体どうなっているのかと認識することから始めます。そのためには、もちろん評価をする必要がありますから、評価を行うことによって自分自身を知る。その上で計画を立てる。うちの大学ではこういう計画で…と長期的な計画を立てていく。それを基に、大学は国と契約を結びます。契約を結ぶことによって、一つには、大学に対して資金が、通常予算に $+\alpha$ で支給され、いま一つには、計画に応じて支給されることとなります。

全学契約と研究契約

この契約政策は、少なくとも表向きには、大学に自治を保障するための政策であると言われています。その契約政策には今のところ2種類ありまして、全学契約と研究契約とがあります。全学契約というのは大学全体についての契約で、全学の計画を立てて、それについて契約を結ぶこととなります。研究契約というのは、研究についての計画を立てて、それで国と契約を結んで、資金を調達するというものです。

なぜ別になっているかと言いますと、研究契約の方が先に1983年から始まり、全学契約の方は1989年から始まりました。契約期間が両方とも4年間ですから、夏季のオリンピックと冬季オリンピックの関係みたいになっています。つまり、2年ごとに交互に、いずれか一方の契約更改が来ることになっていて、契約期間がずれてしまっています。

それで、この二つの計画を統合することが一つの課題になっています。

契約による資金はどれくらいなのかと言うと、そんなに多いわけはありません。もちろん大学によって差はあるのですが、たとえばブルゴーニュ (Bourgogne) 大学の場合ですと、国からの補助金に占める契約による補助金の割合は、1992年に5.2%、1993年は若干多くて6.5%です。

契約政策の課題

契約政策の課題としては、第1に先程述べました全学契約と研究契約との統合があります。第2に、契約の対象領域の拡大があります。全学契約は大学全体の契約とはいっても、含まれていない部分もあります。それは、一つには厚生補導関係です。フランスの場合、厚生補導関係はCNOUS (全国大学福利厚生事業センター) やCROUS (大学福利厚生事業地方センター) が担当していて、大学は直接タッチしていません。これを含める必要があると指摘されています。それから、多くのところで継続教育がまだ十分に契約に組み込まれていないという問題もあります。それからIUTや技師学校などの付属機関につきましても、十分にまだ契約対象に入っていないので、その辺りも今後どんどん含めていくことが課題であると言われてしています。

第3に、試行的実践に対する柔軟な対応です。これは具体的に示すのが難しいのですが、要は、現行法ではできないような方式の試行的計画を立てた場合に、国が柔軟に対応する必要があるのではないかというものです。

第4は計画化の浸透で、これは大学の方に主に関係します。計画を立てて大学を運営する、教育や研究を行うという感覚が必要であり、そういう雰囲気をも、どんどん浸透させていく必要があるとされています。

す。

第5の課題は、中央行政の組織・行動原理の再考です。つまり、国民教育省なり高等教育研究省の中で、いわゆる縦割りになっていることからくる問題です。大学は全学でと言いながら、行政の方が縦割りでやっていたのではうまく噛み合いません。行政の方も部局間の調整も必要であるので、契約に携わる調整役を設けることが重要だと考えられています。また、既得の権限に関して、これまで大学の特定の部局と中央省庁の特定の部局が持っていたつながりを断ち切る必要があるということも指摘されています。これは、官僚の方からも指摘されている事柄です。

(2) 高等教育機関経費算定センター

高等教育機関経費算定センターについて簡単に説明いたします。これは何をするところかと言いますと、高等教育にかかる実際の費用を、つまり実際にどれだけお金がかかるかを算定するセンターです。たとえば行政の方からみると、「大学に金をつぎ込んでも、一体何に使っているのか分からない」と言われることがフランスでもあります。また、企業や地方公共団体が大学に資金提供する場合にも、「どういう使い方をしているのか分からないのに、金を出すわけにはいかない」という思いが、やはりあると思います。そういうのを無くして、お互いにクリアーにしようではないかという試みであると考えたらよいと思います。

このセンターは、高等教育にかかる実際の費用を算定するために、1991年に創設されました。分析の方法、評価の手順を定めることも重要な任務です。算定作業は、現場（大学）において、センターと大学の双方で担当係を定めまして、共同で行います。分析の結果は公表す

ることになっており、すでに数冊の報告書が出ております。ただ、方法論については、まだ模索段階にあります。

もう一つの問題点としては、計算を実際に行ってみますと、やはりコース間で、お金がかかるコースとかけられないコースとが出てきます。

「はたして、安上がりなところが一番よい教育をやっているのだろうか？」といった解釈の問題も方法論の問題と合わせて、まだ試行段階にあります。

<参考文献>

服部憲児「フランスにおける大学第1期課程改革の方向性－職業教育化と教育の適性化に焦点をあてて－」関西教育行政学会編『教育行財政研究』第22号，1995年。

服部憲児「フランスにおける高等教育奨学金事業－優秀性と平等性の観点からみた事業の構造－」『関西教育学会紀要』第20号，1996年。

服部憲児「現代フランスにおける高等教育財政－国・大学・学生の財政状況－」広島大学大学教育研究センター『大学論集』第27集（1997年度），1998年，125-138頁。